

木津川市行財政改革推進委員会 会議経過要旨

<b>会 議 名</b>	第3回木津川市行財政改革推進委員会		
<b>日 時</b>	平成20年2月12日(火) 午後1時から午後2時45分	<b>場 所</b>	加茂支所 第1委員会室
<b>出 席 者</b>	委 員	澤井委員(会長)、新川委員(副会長)、西委員、前川委員、 山岡委員、山口委員、天野委員、河口委員、福本委員	
	その他出席者	田中市長公室長	
	庶 務	大西課長、中島課長補佐、前川係長、岡田主事	
<b>傍 聴 者</b>	2名		
<b>議 題</b>	<p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 会議録署名委員の指名</p> <p>4 議事</p> <p>(1) 木津川市行財政改革大綱(中間案)及び木津川市行財政改革推進計画(中間案)の一部修正について</p> <p>(2) その他</p> <p>①次回委員会の開催日程について</p> <p>5 閉会</p>		
<b>会 議 結 果 要 旨</b>	<p>◇第2回において修正や追加または削除等の指摘・意見があった箇所を見直した「木津川市行財政改革大綱(中間案)及び木津川市行財政改革推進計画(中間案)の一部修正(案)」について、第2回委員会(平成20年1月18日開催)に引き続き協議を行った。</p> <p>◇今後、行財政改革大綱及び推進計画の策定スケジュールにしたがって、第2回及び第3回委員会における協議及び木津川市政策会議(平成20年2月13日開催)における指摘事項を整理した「木津川市行財政改革大綱(中間案)及び木津川市行財政改革推進計画(中間案)」について木津川市パブリックコメント手続条例の定めにしたがい、平成20年2月25日から平成20年3月24日の期間においてパブリックコメントを実施することを確認した。</p> <p>◇会議録署名委員に「山岡委員」を選出した。</p>		

	<p>◇次回委員会の開催日程について調整を行い、第4回委員会を「平成20年4月22日(火)、午後1時30分」に開催することを決定した。</p>
<p>会議経過要旨</p>	<p>◎議事</p> <p>(1) 木津川市行財政改革大綱(中間案)及び木津川市行財政改革推進計画(中間案)の一部修正について</p> <p>『木津川市行財政改革大綱(中間案)』及び『木津川市行財政改革推進計画(中間案)』のそれぞれについて、第2回委員会における協議結果を踏まえて一部修正を加えた修正案について事務局から『資料1、2及び3』をもとに説明を受け、協議を行った。</p> <p>各委員から発言のあった意見・提案は次のとおり。</p> <p>【◇は質問、◆は意見・提案、⇒は説明・回答を表す】</p> <p>◆資料2の2ページから3ページ「協働による「共生の市政」の推進の部分。17番目と18番目に新に項目が追加されたが、重要性や他の項目の関連などから項目の順番を再考されたい。資料1の8ページ「借入金や公債費の適正管理」の文章で「公債費の繰上げ償還に努めます」という文言は、『公債費については、20年から22年度まで高金利の公的資金の繰上償還が違約金なし』という特例措置としてはあるが、原則的に法的に繰上償還はできない。法的に根拠の無い表現は避けて「公債費の適正な管理運営に努めます」という表現に修正されたい。資料2の重点改革項目の表中で用いている「◎、○、⇒」の記号の意味は凡例で理解できるが、内容の文章に応じて記号を用いてはどうか。例えば、2ページの4『20年度から24年度まで全て「◎』』であり「一見しただけでは誤解を招くこと」が懸念される。工夫しては。</p> <p>⇒1点目、繰上償還については財政状況の芳しくない自治体に対する措置であり、ご指摘のとおり修正します。番号の順番については、前後の項目との関連性に配慮して整理する。記号の用い方を整理したい。</p> <p>◆資料2の5ページ、「9 第三セクター等の見直し」の欄、「木津川市シルバー人材センター」は第三セクターではない。「等」で読むには範囲を拡大解釈しすぎであり表題を再考されたい。2点目、資料1の9ページ、②補助金の見直しの文中に「PDCAサイクル」という文言があるが、全体を通じて『市民の誰もが理</p>

解できる説明的な表現（注釈）』を用いるように配慮されたい。

⇒「PDCAサイクル」などの表現についてはわかりやすい表現に工夫する。また、「第三セクター等」の表現に関して、木津町公園都市緑化協会と山城町公園緑化協会は100%市の出資による法人であり第三セクターの位置づけであるが、指摘のとおり「シルバー人材センター」は補助交付団体であり「第三セクター」では無い。この項目の表題もしくは内容の記述について検討したい。

◆資料1の9ページの②「補助基金の見直し」の方法について、もう少し具体的に「そもそも必要なのか」というところからスタートする姿勢が必要である。例えば「補助金のあり方について抜本的に見直す」や「全てをゼロベースから検討する」などの表現でも良いのでは。2点目、資料1の10ページ、②「計画的な保全管理」に単に延命ではなく、「施設の長寿命化」や「ライフサイクルにおける環境負荷の軽減」などに取組むという視点や表現を加えてはどうか。3点目、資料2の4ページ、(2)の1「柔軟な行政組織・機構改革の構築」について、事務や仕事の分量や責任に対応した組織のあり方を構築する方向性が重要。単に人や課を主体とした組織ではなく、本当の意味で「柔軟に仕事がしやすい」組織を検討すべき。また、6「人事評価システムの導入」についても、適材適所・職員の資質に応じた人事配置なのか、例えば「希望降任制度」や「役職の公募制」などに踏み込んで検討されてはどうか。

⇒積極的に意見を採用させていただき修正する。

◆資料2の6ページ、(4)の②「PFI手法の適切な活用」として、積極的に取組むような表現となっているが、全国の自治体の事例ではかならずしも成功ばかりではない。「他の市町村の動向を十分検証しながら…」というような表現を加えてはどうか。

◆総務省が今年の1月に発表した調査では、「PFI事業」の約9割で問題有となっている。この調査結果を参考にされたい。

⇒参考に修正する。

◆資料1の11ページ5の①「歳入の確保と支出の抑制」の文中、「有料広告掲載などの新たな財源確保」という表現があるが、推進計画の中では具体化策が記述されていない。推進計画の改革項目に追加されたい。

⇒ご指摘のとおり修正する。

◇「PDCAサイクル」の「C=チェック・評価」は、政策や事務事業の評価システムが構築できていないと事務担当者の仕事ばかりが増えて成果が現われてこないため、実践が難しい。木津川市における現状は。

⇒平成19年度において「合併前の3町合算決算」に対して19年度予算における事務事業評価について独自シートを用いて「試験的に実施」したが、内部評価にとどまっている。20年度はこの経験を踏まえ、平成19年度決算を基にした「事務事業評価」を予定している。

◆資料2の3ページ、「17・18」の改革項目の内容が「研究します」となっている。「実現するよう努めます」など、もう少し5カ年のうちの到達目標を入れた表現にならないか検討されたい。

⇒検討したい。

◆大変良く出来た（案）と評価している。各委員の指摘も適切であり今後勉強したい。

◆資料1の7ページ、⑥「法令順守（コンプライアンス）改革」についてもわかりやすい表現とするとともに、コンプライアンス体制の整備とは何を指すのか、表現を工夫されたい。

⇒市民要望等の記録制度、公益通報者保護制度の2つは条例が未整備であり、これから整備したい項目、「職員倫理規程」については既に制定しているが徹底を図りたい項目という意味で用いたが、文章として難解な表現になってしまった。表現を検討する。

◆職員が自ら判断し処理する「能力と仕組み」がないと進まない。奈良市でも「制度は整備したが記録方法などの仕組み」が整備できていなかった。職員が訓練できるシステム・体制の整備と職員意識への徹底が重要。

⇒参考にしたい。

◇入札制度改革は重要な課題。単に制度やシステムを整備するだけでなく、人材として「専門的技術者」の採用も重要。職員採用計画との整合も図るべき。現状は。

⇒1000万円以上の一般競争入札を導入し、総合評価制度も取り入れた。組織としても、入札・検査の担当課を設置して公平・公正性の確保に努めている。人材の確保にも努めている。

◇資料 2、7 ページ (5) の 1、課税・収納業務の「税の共同化」について、又、固定資産税のうち「償却資産」の課税方法についてお聞きしたい。特に償却資産は申告制であり、課税の方法が市町村によって違うと耳にする。木津川市の場合  
はどうか。

⇒特に滞納対策について徴収事務を京都府と府内全市町村が広域連合を組織して独自システムを開発し、共同して一体的に取組もうという事業。平成 20 年度秋からの始動に向けて準備を進めている。償却資産の課税は申告にもとづいて処理するにとどまっている。言わば厳しく課税対象の調査は実施できていない。費用対効果という点も考慮して積極的に取り組む必要は感じている。

◆航空写真を用いて明らかに形状が変化した所には「屋内調査」を実施する方法がある。職員や組織体制にもよるが参考にしては。

◆千葉県我孫子市では、費用対効果という点では相当な成果があったと聞いている。

⇒参考に検討させていただく。

◇資料 2 の 7 ページ (5) 「未利用財産の有効活用」については、まず財産の把握が重要である。「行政財産管理の把握の状況」は。

⇒行政財産管理の評価を実施して把握に努めている。また、売却基準も定めており、今後はさらなる適正な管理と運営に努めたい。

◆資料 2 の 6 ページ、(4) の 4、公共施設の適正配置について、小中学校の統廃合に触れているが、京都市があれだけ統廃合をスムーズに進めた背景には、単なる行革だけにとどまらず「教育行政の在り方」に及んで検討した経過がある。特に、PTAからの求めに応じて統廃合が進んだ例もある。その点では京都市の手法を参考にすると良い。

⇒合併協議において小中学校の統廃合までの急激な検討はしていないし積極的に統廃合を進めるという方針決定もないのが現状。しかし、市内には規模に大きな差のある学校が混在していることは事実。また、新設校建設の必要性も課題としてある。既存の全ての学校の耐震強化工事を施工するのか、新設校建設に合わせて「耐震補強の必要性・費用の支出」を考え、統廃合という方法も検討するという意味である。

◆資料 2 の 4 ページ、⑥「人事評価システム」は「ハード面としてのシステム整

備」に終始している。実際にシステムに手をつける場合には「ソフト」面での取り組みが欠かせない。例えば、組織風土や職員個々の考え方の改革など職員教育として服務規程の理解や徹底など、総合的な取り組みが重要。

◆職員が「だれに向かって、何に向かって仕事をしているのか」という基本的な姿勢をもつことが重要である。

◆非常に広範囲で全てに及ぶ項目であり、基本的で重要な考え方。推進計画というよりも「大綱」において言及するほうが良いのでは。

⇒「大綱」の視点2または3の表現に組み入れる方向で検討したい。

◆今後に関わることを提案したい。大綱と推進計画そのものは良くできている。そこで、次年度以降に改革案の実行段階に入ったときに、是非、この計画の進捗度をきめ細かにフォローして欲しい。1年たってどの程度進んだかという確認も必要であるが、現実的に『四半期ごとに各課の進捗状況や着手状況を報告・把握する調査』を実施されたい。これは、各課だけでなく庁内全体しての進捗度を高める効果にも繋がる。特に、初年度はそのような取り組みを強化されたい。

2点目、最終答申を受けて大綱と計画が公表されるが、その後の計画の進み具合は推進員会でもチェックしていくことになるが、まずは『行政が自主的に「どの項目がどの程度まで実行された」ということを毎年度、わかりやすい形で公表』されたい。それが、以降の取り組みの原動力に繋がる。委員会としても大綱・推進計画の進捗状況をチェックするうえでの参考になるので、その方向で進めて欲しい。

⇒今後において積極的に取り組みの参考としたい。木津川市の誕生から1年。正直、合併前の各町における事務処理方法などの違いに困惑してきた部分もある。先週、職員の健康面をケアする面から「安全衛生管理委員会（産業医・保健師）」を開催して専門家の意見を聞いた。一人の職員の月の時間外勤務が100時間を越えている部署もある一方、課全体で数時間のところもある。一概に比較はできないが、課によって非常にアンバランスが生じていることは事実。今後、仕事の内容・専門性などを検証したうえで、今後の人材配置・組織のあり方について今年の4月には一定の方針を出し、6月議会で組織改正をして、夏の新庁舎完成に合わせて組織再編を実施する計画を進めている。確認いただいた大綱・計画の一つ一つの項目の実現に向け努力し、進捗状況をつぶさに報告・公表するなかで意見

	<p>やご指導をいただきたい。</p> <p><b>【今後の手続及びスケジュールについて】</b></p> <p>◇本日までの協議内容を政策会議に報告するとともに、委員会で出された意見等をまとめ、整理したものを『行財政改革大綱（中間案）と推進計画（中間案）』として2月25日から3月24日までパブリックコメントに付すことを全会一致で確認。</p> <p>◇パブリックコメントにおける意見と政策会議において指摘された内容を整理し、あらためて4月中下旬に予定する次回の第4回の推進委員会において『答申（案）』として議論することを全会一致で確認。</p> <p>◎議事</p> <p>（2）次回委員会の日程調整について</p> <p>◆次回委員会の日程調整を行った結果、第4回委員会を4月22日（火）に開催することを確認。</p> <p>◆パブリックコメントに関する手続を経て修正された「答申（案）」を次回委員会までの早い時期に各委員に送付することを確認。</p> <p><b>※以下のことを確認し、第3回委員会を閉会した。</b></p> <p>①次回の第4回委員会において「木津川市行財政改革大綱（答申案）並びに木津川市行財政改革推進計画（答申案）」について協議する。</p> <p>②第2回委員会の協議結果並びに第3回委員会における協議結果に加え、市の政策会議での報告を経て、中間案として確定し、2月25日から3月24日の間、パブリックコメントに付する。</p> <p>③パブリックコメントの手続を経た『答申（案）』を次回委員会までの早い時期に各委員に送付する。</p>
<p><b>その他特記事項</b></p>	<p>特になし</p>